

厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	市立病院の再整備について	経営管理課
2	損害賠償請求事件について	
3	学校施設のブロック塀の状況について	学校安全課

平成30年 8 月 24 日

小田原市立病院の再整備について

1 背景

当院は、建設後35年が経過しており、老朽化による物理的劣化が見られることに加え、人員や設備の非効率な配置、施設の狭あい化といった社会的劣化が進んでいる。

平成26年2月には、市立病院運営審議会から「小田原市立病院の今後のあり方について(答申)」が出され、「早期に市立病院の建替を検討していく必要がある。」とされた。その後、院内の医療従事者を中心に「小田原市立病院今後の医療環境のあり方研究会」を組織し、市立病院の課題や望まれる姿等について議論をした。

2 総合計画での位置付け

小田原市第5次総合計画「おだわらTRYプラン」後期基本計画に「市立病院再整備検討事業」を位置付けるとともに、第3次実施計画期間中(平成29年度～平成31年度)に、再整備基本構想及び基本計画を策定することとし、今年度、基本構想の策定に着手した。

3 基本構想について

基本構想の策定に当たっては、「小田原市立病院再整備基本構想策定検討委員会」を組織した。なお、本委員会の構成は、市立病院運営審議会委員(9人)並びに学識経験者(2人)及び公募市民(2人)の計13人である。

4 基本構想策定スケジュールについて

月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
委員会 開催状況	第1回 (6/14)	第2回 (7/19)	第3回 (8/20)			第4回 (11/12)	
検討 事項	・現況 ・基本構想 の項目案	・現状分析 ・再整備の 基本的な 考え方	・再整備の 概要	〔・基本構 想素案 ・市議会 報告〕		・パブリック コメント対 応結果報告 ・答申	〔・基本構 想策定 ・市議会 報告〕
パブリック コメント				←→			

小田原市立病院再整備基本構想策定検討委員会 委員名簿

任 期 平成 31 年 3 月末まで

氏 名	役 職 名	選出区分
さいとう まさひさ 齋藤 昌久	小田原薬剤師会 理事	小田原市立病院 運営審議会の委員
すぎた てるじ 杉田 輝地	小田原医師会病院会 代表	
すなだ よしこ 砂田 好至子	小田原循環器病院 理事・看護部相談役	
かわの たかえ 河野 孝栄	小田原歯科医師会 会長	
わたなべ きよはる ◎渡邊 清治	小田原医師会 会長	
やつはし りょうぞう 八ツ橋 良三	神奈川県小田原保健福祉事務所長	
あきやま みちえ 秋山 道江	健康おだわら普及員連絡会長	
いちかわ せいこ 市川 昭維子	小田原市民生委員児童委員協議会 会長	
きむら ひであき ○木村 秀昭	小田原市自治会総連合 会長	
いのくち さだき 猪口 貞樹	東海大学医学部教授 東海大学附属病院高度救命救急センター所長	学 識 経 験 者
いわほり こうじ 岩堀 幸司	NPO 医療施設近代化センター常務理事	
こみや くにお 小宮 邦雄		公 募 市 民
たかはし よしひさ 高橋 是久		

※◎は委員長、○は副委員長

損害賠償請求事件について

1 事件の概要

平成24年11月5日に小田原市立病院外科医師が、原告に対して行った盲腸癌の手術に関し、術前の説明義務違反、術後の管理義務違反を原因として慰謝料等を求める損害賠償請求訴訟が、平成29年3月17日に提起された。

本市は原告の請求棄却を求め、2回の口頭弁論及び4回の弁論準備期日を経た結果、平成30年7月26日に和解が成立した。

2 訴状の概要

原告：市外在住 女性60歳代

被告：小田原市及び医師（外科）

原告の主張：①手術同意の前提となる説明が不十分であったことなどから、原告の意に反した回腸末端部や膀胱の一部切除が行われたこと。②原告の同意を得ずにアレルギーのある薬品の投与や意に反して抗がん剤を使用したこと。③術後管理が不十分だったため、体内に溜まった消化液等を体外に排出する管が癒着して抜去の際に苦痛を伴った上、退院が遅れたこと。

請求の概要：損害賠償金11,000,000円及び平成24年11月5日から支払済みまでの利息（年5%）並びに訴訟費用の負担

請求の根拠：民法第715条に基づく不法行為責任及び同法第415条に基づく債務不履行責任

3 これまでの経過概要

年 月 日	内 容
平成24年10月31日	・原告が「盲腸癌、膀胱浸潤疑い」で近医の紹介により当院外科を受診される。
11月 2日	・原告が手術目的に入院される。
11月 5日	・原告の手術が施行される。
11月30日	・原告が退院される。
12月20日	・原告が外科外来を受診される。（その後9回受診）
平成25年 1月 3日	・原告が抗がん剤治療を開始する。
12月 4日	・原告から「あなたの声」に診療等への意見が投函される。
平成26年 2月28日	・原告の申し出により近医を紹介する。
3月 6日	・原告から個人情報の開示請求がある。（その後3回請求あり）
8月12日	・原告から病院長宛に診療への意見等の手紙が内容証明郵便で送付される。
平成28年 1月12日	・原告からセカンドオピニオンを受診するため、検体の提供について申し出がある。

平成28年 3月 3日	・原告と外科主任部長が面談し、検体の貸出を承認し、同日にセカンドオピニオンの医療機関に検体を郵送する。
5月24日	・原告から病院長宛に診療への意見等の手紙が内容証明郵便で送付される。
平成29年 3月17日	・原告から千葉地方裁判所に訴状が提出される。 その後、訴状の記載内容に関し、訂正が行われる。
平成29年 7月 7日	・千葉地方裁判所民事第2部から当市に訴状、答弁書催告状等が送付される。(当院送達:7月11日)
平成29年 8月 9日	・本訴訟の管轄裁判所を千葉地方裁判所から東京地方裁判所とすることが決定される。
平成29年10月12日	・第1回口頭弁論(東京地方裁判所)
平成29年12月 4日	・弁論準備期日 (同)
平成30年 1月24日	・弁論準備期日 (同)
平成30年 3月14日	・弁論準備期日 (同)
平成30年 5月24日	・弁論準備期日 (同)
平成30年 6月18日	・第2回口頭弁論 (同) 本件は結審され、裁判長から和解の提案があった。
平成30年 7月26日	・和解成立 (東京地方裁判所)

4 和解の概要

- ・被告らは原告に対して、本件解決金として20万円を支払う。
- ・被告らは今後も引き続き、患者に対して丁寧な説明を行う。
- ・原告と被告らとの間には、和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務のないことを相互に確認する。
- ・原告は、本件に関し、被告ら及び本件病院の医療従事者に対し、一切の請求、異議その他何らの申し立てを行わない。
- ・訴訟費用は、各自の負担とする。

学校施設のブロック塀の状況について

1 緊急点検の概要について

点検実施施設	小学校 25 校、中学校 11 校、幼稚園 6 園
点検期間	平成 30 年 6 月 19 日 (火) ~ 6 月 20 日 (水)
点検項目	ブロック塀の有無、塀の高さ測定、控え壁の有無、控え壁の間隔測定、劣化状況の確認、写真撮影
危険性判定	国土交通省告示に定められている判定基準に基づき、建築基準法施行令の規定に適合しないもの及び劣化等が認められるものを「危険性あり」と判定した。

2 緊急点検の結果について (平成 30 年 8 月 16 日現在)

区 分	施設数	ブロック塀箇所数
点検実施数	42	/
ブロック塀なし	29	/
ブロック塀あり	13	27
うち危険性あり	12	22
高さが 2.2m を超えるもの	/	3
必要な控え壁がないもの	/	13
控え壁の間隔が適合していないもの	/	4
劣化等が認められるもの	/	13
老朽化しているもの	4	5

※ブロック塀あり及び危険性ありの内訳は、複数の項目に該当する場合があるため、合計と一致しない。

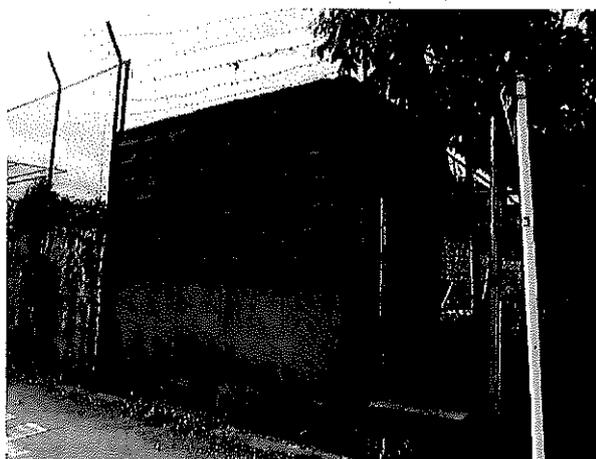
3 箇所別の対応状況及び今後の予定について（平成30年8月16日現在）

区 分	ブロック塀撤去	フェンス新設
既定予算で対応 (予備費を含む)	27	15
平成30年9月補正予算 で対応予定	0	10
計	27 (ブロック塀撤去のみ 2)	25

※国府津小学校及び矢作小学校の1箇所、計2箇所については、ブロック塀撤去のみ

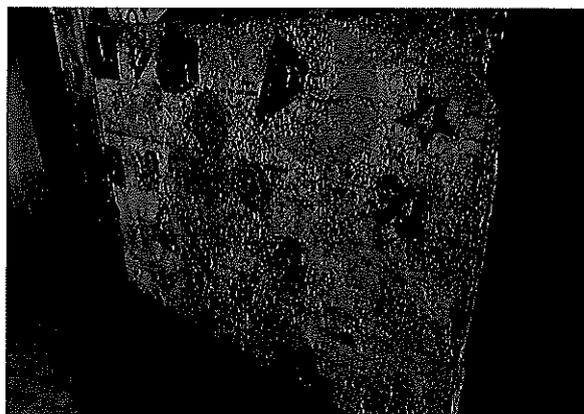
※参考

1 撤去するブロック塀の例

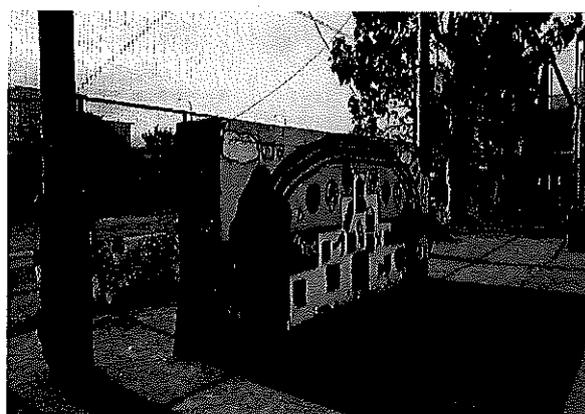


泉中学校

2 ブロック塀撤去のみの2箇所



国府津小学校



矢作小学校

学校施設 箇所別ブロック塀対応一覧

名 称	高さ (m)	延長 (m)	危険 性	既定予算		9月 補正	概 要
				撤去	新設	新設	
1 新玉小学校①	1.50	61.4	○	○	—	○	撤去後、目隠しフェンス
2 " ②	1.67	41.3	—	○	—	○	撤去後、目隠しフェンス
3 " ③	1.67	90.8	○	○	—	○	撤去後、目隠しフェンス
4 山王小学校①	1.20	12.0	○	○	○	—	撤去後、目隠しフェンス
5 " ②	2.10	11.0	○	○	○	—	撤去後、目隠しフェンス
6 " ③	2.30	9.0	○	○	○	—	撤去後、目隠しフェンス
7 " ④	1.90	40.0	○	○	○	—	撤去後、目隠しフェンス
8 桜井小学校	1.63	78.9	○	○	—	○	撤去後、目隠しフェンス
9 千代小学校	0.74	40.7	—	○	○	—	撤去後、目隠しフェンス
10 国府津小学校	1.35	1.8	○	○	—	—	撤去のみ
11 東富水小学校	1.46	2.5	○	○	○	—	撤去後、目隠しフェンス
12 前羽小学校	1.50	143.0	○	○	—	○	撤去後、目隠しフェンス
13 矢作小学校①	2.10	5.1	—	○	—	—	撤去のみ
14 " ②	1.80	3.2	○	○	○	—	撤去後、目隠しフェンス
15 " ③	1.40	9.4	○	○	○	—	撤去後、目隠しフェンス
16 白山中学校	4.30	5.4	○	○	○	—	撤去後、目隠しフェンス
17 酒匂中学校①	1.67	60.8	○	○	—	○	撤去後、目隠しフェンス
18 " ②	1.30	9.7	—	○	○	—	撤去後、目隠しフェンス
19 " ③	1.90	25.2	—	○	—	○	撤去後、目隠しフェンス
20 泉中学校	2.80	6.0	○	○	○	—	撤去後、目隠しフェンス
21 酒匂幼稚園①	1.40	56.0	○	○	—	○	撤去後、目隠しフェンス
22 " ②	1.40	52.1	○	○	—	○	撤去後、目隠しフェンス
23 " ③	1.20	28.4	○	○	—	○	撤去後、目隠しフェンス
24 前羽幼稚園①	1.45	5.3	○	○	○	—	撤去後、目隠しフェンス
25 " ②	1.45	4.7	○	○	○	—	撤去後、目隠しフェンス
26 " ③	1.25	5.9	○	○	○	—	撤去後、目隠しフェンス
27 " ④	1.30	14.5	○	○	○	—	撤去後、目隠しフェンス
27箇所			○ 22	○ 27	○ 15	○ 10	

